

平成 30 年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）

入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ横浜南住まいセンターの入札公告（平成 30 年 3 月 23 日付入札公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格等
- 3 入札心得書
- 4 使用印鑑届及び委任状（様式）
- 5 入札書・内訳書及び封筒（様式）
- 6 単価契約書、仕様書（案）
- 7 個人情報の保護に関する特約条項
- 8 提出書類一覧

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター

1 入札等実施要領

1 分任契約責任者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構 業務受託者

株式会社URコミュニティ

横浜南住まいセンター センター長 佐伯 幸彦

2 調達内容

(1) 件名及び数量

平成 30 年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

平成 30 年 5 月 7 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法

イ 本件は、単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目の単価に予定数量を乗じた総価とし、一切の諸経費を含んだ総価を「5 入札書及び封筒（様式）」に示す入札書に記載するものとする。入札書には内訳書を添付すること。内訳書に記載の合計額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封すること。入札書と内訳書の金額が相違する場合は無効とする。なお、入札金額を算定した品目の単価を契約単価とする。

ハ 本件業務において、入札に参加する者が関係法人 1 者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 質問書の提出及び回答

- (1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。
- イ 提出期限 平成30年4月6日（金） 17時00分 持参または郵送とする。
ただし、郵送による場合は書留郵便で同日同時刻必着とし、郵送した旨を電話で連絡すること。
また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。
 - ロ 提出場所 〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1
港南台214ビル3階
独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター
お客様相談課（電話 045-835-0061）
- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期間
平成30年4月10日（火）から平成30年4月25日（水）まで
（ただし、土曜及び日曜・祝日を除く毎日、9時15分から17時00分まで）
 - ロ 閲覧場所
(1) ロに同じ。

5 競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

- イ 提出期間：平成30年3月23日（金）から平成30年4月6日（金）まで
 - ロ 受付時間：9時15分から17時00分まで
 - ハ 提出場所：〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1
港南台214ビル3階
独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター
お客様相談課（電話 045-835-0061）
- 二 提出方法：持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は予め来所日時を連絡の上、持参することとし、郵送の場合は簡易書留とし、同日同時刻必着とする。また、封筒に「申請書在中」と朱書すること。

6 入札手続等

(1) 競争参加資格の確認通知等

① 競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、当社で審査を行い、本入札に参加する資格を有するか確認し、平成30年4月13日（金）までに競争参加資格の有無について通知する。ただし、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない。

② 苦情申立て

申請書等を提出した者のうち、①で競争参加資格がないと認められた者は、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

提出期限：平成30年4月18日（水）

提出場所：4（1）口に同じ。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、平成30年4月23日（月）までに回答する。

(2) 入札手続き及び落札者の決定

① 入札書の提出期限及び場所

提出期限：平成30年4月24日（火）17時00分 持参または郵送とする。

（郵送の場合は、書留郵便とし、同日同時刻必着のこと。）

提出場所：4（1）口に同じ。

② 開札の日時及び場所

平成30年4月25日（水）15時00分

独立行政法人都市再生機構 業務受託者

株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター（4階会議室）

③ 落札者の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

④ 再公募について

当該業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

7 その他の手続き等

(1) 単価契約書の締結等

6 (2)③により受注者として決定されたときは、落札決定の日から7日以内に**単価契約書・仕様書（案）**のとおり、当社との間に単価契約を締結する。

(2) その他

手続における交渉は無とする。

8 問い合わせ先

〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階

独立行政法人都市再生機構 業務受託者 株式会社URコミュニティ

横浜南住まいセンター お客様相談課（電話 045-835-0061）

以上

2 競争参加資格等

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者。
- ロ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者
- ハ 申請書等提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている期間中の者
- ニ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続きをしている者
- ホ 不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受注者として適当でないと当社が認める者

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- イ 申請書等の提出期限までに、平成29・30年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部経理課 電話 03-5323-3171

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時40分まで。ただし12時から13時までを除く。)

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記1(2)による必要な証明書等を「1 入札等実施要領」5イに定められる日時までに5ハに指定された提出場所に提出しなければならない。
- (2) (1)の提出後、「1 入札等実施要領」6(1)①により競争参加資格の確認通知を受けた者は、「5 入札書・内訳書及び封筒(様式)」に示す入札書を「1 入札等実施要領」6(2)①に定める提出期限までに提出しなければならない。
- (3) 入札は総価によって行う。入札に当たっては、入札書及び「5 入札書・内訳書及び封筒(様式)」に示す内訳書(様式)を作成し、入札書に同封すること。(この内訳書に記載された単価を契約単価とする。)内訳書には商号または名称及び住所

を記載するとともに、入札書と同じく押印すること。内訳書に記載の総額と入札書に記載の金額に差異があった場合及び内訳書の記載に間違いがあった場合、当該入札書は無効とする。なお、予定数量は、当該業務を実施する各団地の入居状況や当社の事業上の理由により変動するものであり、発注量を約束するものではない。

- (4) 提出された申請書等は、当社において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを落札対象とする。

3 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (3) 当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 当社に提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。
- (5) 当社に提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。
- (7) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に
おいて上記1の資格のない者は、落札対象としない。

3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した時刻までに提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、別途提出書類とともに入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は、1 入札等実施要領 6 (2) ①)
- 4 前項の入札書及びその他提出書類について、入札説明書に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札書には、総価を記載するものとする。なお根拠資料として、入札説明書に示す内訳書を作成し、入札書とともに封入すること。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退するこ

とができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前にあつては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - 二 入札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者は、入札書をいったん入札箱へ投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。
- 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- 三 入札金額の記載を訂正したとき。
- 四 入札書の金額と内訳書に記載された金額が相違するとき。
- 五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。
- 六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入

札を行ったとき。

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

八 明らかに連合によると認められるとき。

九 第2条第9項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、当社が通知した場所及び日時に入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為または不正若しくは不誠実等の行為をした者

三 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

四 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

五 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約書の提出)

第 12 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を提出しなければならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 13 条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等につい

ての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 使用印鑑届及び委任状（様式）

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)**及び**印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - 一 代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。
 - 二 代理人の方が入札される場合：**委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

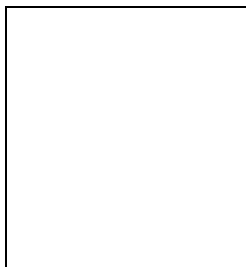
名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

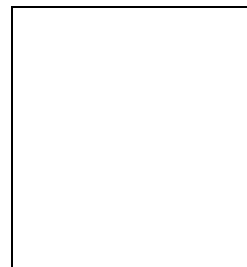
以 上

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ

横浜南住まいセンター

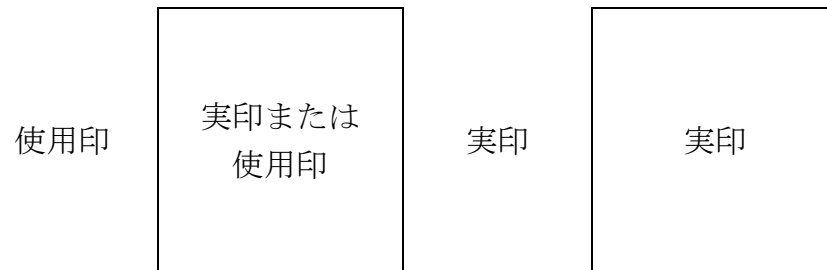
センター長 佐伯 幸彦 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

2 使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使用印鑑届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成 年 月 日 ← 提出日

住所
商号又は名称
代表者

印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 殿

使用印を届け出る当社の組織・組織の
長の役職及び氏名

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 注2 使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構 業務受託者株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンターの発注する「平成30年度蛍光灯等の購入（横浜南住まいセンター）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
- 2.

| | |
|-------------|--|
| 代理人 使用印鑑 | |
|-------------|--|

平成 年 月 日

住所
会社名
代表者

印

独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 殿

入 札 書

金 円也（税抜）

上記金額の根拠は内訳書のとおり

ただし、.....平成30年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）.....

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者
代理人

印
印

独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 殿

(封筒見本)

表

独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター センター長 佐伯 幸彦 殿
(件名「平成30年度蛍光管等の購入」)
(横浜南住まいセンター) 入札

裏

所在地
会社名
氏名
印
印
印

委任している場合は、代理人の氏名又及び印

内 訳 書

総 額

円(税抜)

| No. | 品 名 | 規 格 | 数量 | 単価(税抜き) | 小計 |
|-----|----------|------------|-------|---------|----|
| 1 | コンパクト蛍光灯 | FDL9EXL | 10 | | |
| 2 | コンパクト蛍光灯 | FDL13EXL | 10 | | |
| 3 | コンパクト蛍光灯 | FDL18EXL | 30 | | |
| 4 | コンパクト蛍光灯 | FDL27EXL | 10 | | |
| 5 | コンパクト蛍光灯 | FHT16EXN | 20 | | |
| 6 | コンパクト蛍光灯 | FHT24EXN | 30 | | |
| 7 | コンパクト蛍光灯 | FHT32EXN | 80 | | |
| 8 | コンパクト蛍光灯 | FHT42EXN | 40 | | |
| 9 | コンパクト蛍光灯 | FHT57EXN | 10 | | |
| 10 | コンパクト蛍光灯 | FML9EXL | 10 | | |
| 11 | コンパクト蛍光灯 | FML13EXL | 20 | | |
| 12 | コンパクト蛍光灯 | FML18EXL | 20 | | |
| 13 | コンパクト蛍光灯 | FPL9EXN | 10 | | |
| 14 | コンパクト蛍光灯 | FPL9EXL | 10 | | |
| 15 | コンパクト蛍光灯 | FPL13EXN | 10 | | |
| 16 | コンパクト蛍光灯 | FPL13EXL | 30 | | |
| 17 | コンパクト蛍光灯 | FPL18EXN | 10 | | |
| 18 | コンパクト蛍光灯 | FPL18EXL | 10 | | |
| 19 | コンパクト蛍光灯 | FPL27EXN | 10 | | |
| 20 | コンパクト蛍光灯 | FPL28EXN | 10 | | |
| 21 | コンパクト蛍光灯 | FPL36EXN | 10 | | |
| 22 | コンパクト蛍光灯 | FHP23EN | 10 | | |
| 23 | コンパクト蛍光灯 | FHP32EN | 50 | | |
| 24 | コンパクト蛍光灯 | FHP32EW | 10 | | |
| 25 | 直管蛍光灯 | FL10W | 2,300 | | |
| 26 | 直管蛍光灯 | FL15W | 300 | | |
| 27 | 直管蛍光灯 | FL20SW | 20 | | |
| 28 | 直管蛍光灯 | FL20SSW/18 | 1,600 | | |
| 29 | 直管蛍光灯 | FL30SW | 10 | | |

| | | | | | |
|----|-----------------|-------------------|-------|--|--|
| 30 | 直管蛍光灯 | FL40SW | 50 | | |
| 31 | 直管蛍光灯 | FL40SSW/37 | 20 | | |
| 32 | 直管蛍光灯 | FLR40SW | 10 | | |
| 33 | 丸型蛍光灯 | FCL20WEX-N | 10 | | |
| 34 | 丸型蛍光灯 | FCL30W | 20 | | |
| 35 | 丸型蛍光灯 | FCL40W | 10 | | |
| 36 | 丸型蛍光灯 | FHD85ENWH | 10 | | |
| 37 | Hf蛍光灯 | FHF16EXN | 280 | | |
| 38 | Hf蛍光灯 | FHF32EXN | 160 | | |
| 39 | 電球型蛍光灯 | EFD15EL | 10 | | |
| 40 | 電球型蛍光灯 | EFD21EL | 30 | | |
| 41 | 点灯管 | FG-1E | 4,100 | | |
| 42 | 点灯管 | FG-1P | 10 | | |
| 43 | 点灯管 | FG-4P | 60 | | |
| 44 | 点灯管 | FG-5P | 10 | | |
| 45 | ハロゲン電球 | JDR110V60WKM/5E11 | 10 | | |
| 46 | ハロゲン電球 | JDR110V65WKM/7E11 | 10 | | |
| 47 | ハロゲン電球 | JDR110V75WKM/7E11 | 10 | | |
| 48 | ハロゲン電球 | JD110V85W NP/W | 1 | | |
| 49 | ハロゲン電球 | JE4.8V13W | 10 | | |
| 50 | セラミックメタルハライドランプ | CDM-R35W830PAR20度 | 10 | | |
| 51 | セラミックメタルハライドランプ | CDM-R70W830PAR10度 | 10 | | |
| 52 | ネオハライドランプ | MF100-L-J2/BD-PS | 10 | | |
| 53 | メタルハライドランプ | MT70CE-W/S-G-3 | 10 | | |
| 54 | メタルハライドランプ | MT150E-LW/PG | 10 | | |
| 55 | メタルハライドランプ | MT150FCE-W/S-G-2 | 20 | | |
| 56 | メタルハライドランプ | NHT100SDX | 10 | | |
| 57 | シームレスラインランプ | FRT1250EN | 10 | | |
| 58 | 水銀灯 | HF40X/N | 10 | | |
| 59 | 水銀灯 | HF80X/N | 10 | | |
| 60 | 水銀灯 | HF100X/N | 20 | | |
| 61 | 水銀灯 | HF200X/N | 10 | | |

| | | | | | |
|----|---------|-----------------|----|--|--|
| 62 | 水銀灯 | HF250X/N | 10 | | |
| 63 | 水銀灯 | HF300X/N | 10 | | |
| 64 | 電球型蛍光灯 | EFD25EL | 10 | | |
| 65 | 電球型蛍光灯 | EFD25EN | 10 | | |
| 66 | 電球型蛍光灯 | EFG25EL | 10 | | |
| 67 | 白熱電球 | LW100V54W | 10 | | |
| 68 | クリプトン電球 | LDS110V22W | 10 | | |
| 69 | クリプトン電球 | LDS110V54W | 10 | | |
| 70 | セラクルス | MT70FCE-W/S-G-2 | 10 | | |

※なお、予定数量は過去の購入実績を基に算出したものであり、購入を確約したものではありません。

※内訳明細書の合計金額と入札書の額は同額とし、異なる場合は無効とする。

※入札書と同じ封筒に封入すること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

印

6 単価契約書、仕様書 (案)

単 価 契 約 書 (案)

1 物品の名称 平成30年度蛍光管等の購入 (横浜南住まいセンター)

2 契約期間 年 月 日から年 月 日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ横浜南住まいセンターと受注者 は頭書の物品 (以下「物品」という。) の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1港南台214ビル3階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター

センター長 佐伯 幸彦 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書(以下「注文書」という。)を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限(以下「納期」という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき

は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額(この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第13条の2において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確

定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年(365日当たり)2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。

三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第14条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上

(別添) 仕様書

(別紙) 単価表

別添

仕 様 書

件名 平成 30 年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）

1 対象品目

別紙「単価表」のとおり。

2 仕様

J I S ・ J E L 規格品、J I L 適合品、グリーン購入法適合品であること。

3 対象団地

別紙 1 「対象団地一覧表」のとおり。

4 発注手続

発注は別紙 2 「発注書」により、ファックスにより行うこととする。

なお、発注者よりファックスを受領した際は、受領書をファックスにて返送すること。

5 納期

発注した商品については、発注者の指定する期日及び時間帯に納品すること。

6 納品方法

- (1) 納品は、発注者の指定する場所（上記 3 別紙 1 「対象団地一覧表」の納品先）へ直接行うこと。
- (2) 納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。
- (3) 納品する商品については、発注部署の指示により仕分けし、個別に梱包すること。
- (4) 配送に係る費用については、受注者が負担すること。
- (5) 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

7 請求書等

請求書は、当該 1 か月分の数量をまとめ、発注者に提出すること。

以 上

単価表

| No. | 品名 | 規格 | 単価(税抜き) |
|-----|----------|----------|---------|
| 1 | コンパクト蛍光灯 | FDL9EXL | |
| 2 | コンパクト蛍光灯 | FDL13EXL | |
| 3 | コンパクト蛍光灯 | FDL18EXL | |
| 4 | コンパクト蛍光灯 | FDL27EXL | |
| 5 | コンパクト蛍光灯 | FHT16EXN | |
| 6 | コンパクト蛍光灯 | FHT24EXN | |
| 7 | コンパクト蛍光灯 | FHT32EXN | |
| 8 | コンパクト蛍光灯 | FHT42EXN | |
| 9 | コンパクト蛍光灯 | FHT57EXN | |
| 10 | コンパクト蛍光灯 | FML9EXL | |
| 11 | コンパクト蛍光灯 | FML13EXL | |
| 12 | コンパクト蛍光灯 | FML18EXL | |
| 13 | コンパクト蛍光灯 | FPL9EXN | |
| 14 | コンパクト蛍光灯 | FPL9EXL | |
| 15 | コンパクト蛍光灯 | FPL13EXN | |
| 16 | コンパクト蛍光灯 | FPL13EXL | |
| 17 | コンパクト蛍光灯 | FPL18EXN | |
| 18 | コンパクト蛍光灯 | FPL18EXL | |
| 19 | コンパクト蛍光灯 | FPL27EXN | |
| 20 | コンパクト蛍光灯 | FPL28EXN | |
| 21 | コンパクト蛍光灯 | FPL36EXN | |
| 22 | コンパクト蛍光灯 | FHP23EN | |
| 23 | コンパクト蛍光灯 | FHP32EN | |
| 24 | コンパクト蛍光灯 | FHP32EW | |
| 25 | 直管蛍光灯 | FL10W | |
| 26 | 直管蛍光灯 | FL15W | |
| 27 | 直管蛍光灯 | FL20SW | |

| | | | |
|----|-----------------|-------------------|--|
| 28 | 直管蛍光灯 | FL20SSW/18 | |
| 29 | 直管蛍光灯 | FL30SW | |
| 30 | 直管蛍光灯 | FL40SW | |
| 31 | 直管蛍光灯 | FL40SSW/37 | |
| 32 | 直管蛍光灯 | FLR40SW | |
| 33 | 丸型蛍光灯 | FCL20WEX-N | |
| 34 | 丸型蛍光灯 | FCL30W | |
| 35 | 丸型蛍光灯 | FCL40W | |
| 36 | 丸型蛍光灯 | FHD85ENWH | |
| 37 | Hf蛍光灯 | FHF16EXN | |
| 38 | Hf蛍光灯 | FHF32EXN | |
| 39 | 電球型蛍光灯 | EFD15EL | |
| 40 | 電球型蛍光灯 | EFD21EL | |
| 41 | 点灯管 | FG-1E | |
| 42 | 点灯管 | FG-1P | |
| 43 | 点灯管 | FG-4P | |
| 44 | 点灯管 | FG-5P | |
| 45 | ハロゲン電球 | JDR110V60WKM/5E11 | |
| 46 | ハロゲン電球 | JDR110V65WKM/7E11 | |
| 47 | ハロゲン電球 | JDR110V75WKM/7E11 | |
| 48 | ハロゲン電球 | JD110V85W NP/W | |
| 49 | ハロゲン電球 | JE4.8V13W | |
| 50 | セラミックメタルハライドランプ | CDM-R35W830PAR20度 | |
| 51 | セラミックメタルハライドランプ | CDM-R70W830PAR10度 | |
| 52 | ネオハライドランプ | MF100・L-J2/BD-PS | |
| 53 | メタルハライドランプ | MT70CE-W/S-G-3 | |
| 54 | メタルハライドランプ | MT150E-LW/PG | |

| | | | |
|----|-------------|------------------|--|
| 55 | メタルハライドランプ | MT150FCE-W/S-G-2 | |
| 56 | メタルハライドランプ | NHT100SDX | |
| 57 | シームレスラインランプ | FRT1250EN | |
| 58 | 水銀灯 | HF40X/N | |
| 59 | 水銀灯 | HF80X/N | |
| 60 | 水銀灯 | HF100X/N | |
| 61 | 水銀灯 | HF200X/N | |
| 62 | 水銀灯 | HF250X/N | |
| 63 | 水銀灯 | HF300X/N | |
| 64 | 電球型蛍光灯 | EFD25EL | |
| 65 | 電球型蛍光灯 | EFD25EN | |
| 66 | 電球型蛍光灯 | EFG25EL | |
| 67 | 白熱電球 | LW100V54W | |
| 68 | クリプトン電球 | LDS110V22W | |
| 69 | クリプトン電球 | LDS110V54W | |
| 70 | セラクルス | MT70FCE-W/S-G-2 | |

| 対象団地一覧表 | | | | |
|---------|-------------------------|------------------------------|------------------------------|--------|
| No. | 団地名等 | 住所 | 納入場所 | 窓口営業時間 |
| 1 | 公田町 | 横浜市栄区公田町740 23号棟西側 | 公田町団地管理サービス事務所 | ① |
| 2 | 飯島 | 横浜市栄区飯島町527 5-7号棟1階 | 飯島団地管理サービス事務所 | ① |
| 3 | 金沢文庫第一 | 横浜市金沢区泥亀2-5-1 2階 | 金沢文庫第一団地管理サービス事務所 | ② |
| 4 | 洋光台北 | 横浜市磯子区洋光台2-1 1-35号棟1階 | 洋光台北団地管理サービス事務所 | ① |
| 5 | 洋光台中央 | 横浜市磯子区洋光台3-13 8号棟1階 | 洋光台中央団地管理サービス事務所 | ① |
| 6 | 磯子三丁目 | 横浜市磯子区磯子3-6 2号棟1階 | 磯子三丁目団地管理サービス事務所 | ② |
| 7 | 本郷台駅前 | 横浜市栄区小菅ヶ谷1-4 1号棟1階 | 本郷台駅前団地管理サービス事務所 | ② |
| 8 | 港南台ちどり | 横浜市港南区港南台2-2 2号棟東側 | 港南台ちどり団地管理サービス事務所 | ① |
| 9 | 洋光台西 | 横浜市磯子区洋光台5-19 8号棟東側 | 洋光台西団地管理サービス事務所 | ③ |
| 10 | 港南台かもめ | 横浜市港南区港南台2-1 12号棟南側 | 港南台かもめ団地管理サービス事務所 | ① |
| 11 | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第一 | 横浜市金沢区並木1 2-1号棟西側 | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第一団地管理サービス事務所 | ① |
| 12 | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第二 | 横浜市金沢区並木1-23-5 23-1号棟東側1階 | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第二団地管理サービス事務所 | ② |
| 13 | 金沢シーサイドタウン並木二丁目 | 横浜市金沢区並木2-3-3-105 3-2号棟北側 1階 | 金沢シーサイドタウン並木二丁目団地管理サービス事務所 | ② |
| 14 | 磯子杉田台 | 横浜市磯子区杉田坪呑2 2-3号棟1階 | 磯子杉田台団地管理サービス事務所 | ③ |
| 15 | コンフォール上倉田 | 横浜市戸塚区上倉田町259 6号棟1階 | コンフォール上倉田団地管理サービス事務所 | ② |
| 16 | ピーコンヒル能見台ウエストヒル | 横浜市金沢区能見台東8 C館1階 | ピーコンヒル能見台ウエストヒル団地管理サービス事務所 | ③ |
| 17 | プロムナード矢部 | 横浜市戸塚区矢部町321 5号棟1階 | プロムナード矢部団地管理サービス事務所 | ② |
| 18 | コンフォール横須賀本町 | 横須賀市本町2-1-22 1階 | コンフォール横須賀本町団地管理サービス事務所 | ③ |
| 19 | ピーコンヒル能見台サウスヒル | 横浜市金沢区能見台東11 2番館西側 | ピーコンヒル能見台サウスヒル団地管理サービス事務所 | ① |
| 20 | コンフォール小松ヶ丘 | 横浜市戸塚区下倉田町615-1 5号棟1階 | コンフォール小松ヶ丘団地管理サービス事務所 | ③ |
| 21 | 株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター | 横浜市港南区港南台3-3-1 | | |
| 22 | 日本総合住生活機東京支社横浜南支店 | 横浜市磯子区洋光台4-2-25 | | |

①9:30~12:00 13:00~17:00 /定休日:水・日・祝
 ②9:30~13:30(月、火、木、金)/ 9:30~12:00 13:00~17:00(土) /定休日:水・日・祝
 ③9:30~13:30/定休日:水・日・祝
 ※空白箇所の納品先の納品時間については要調整とする。

※上記納品先については、契約締結後に協議の上で変更する場合があります。

別紙2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注No.〇〇

〇〇〇〇〇〇 御中

株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター

蛍光灯等の購入(横浜南住まいセンター) 発注書

下記のとおり、発注いたしますので、納品方よりしくお願いいたします。

記

| No. | 規格 | 数量 | 単価(税抜) | 小計 | 消費税額 | 金額(税込) | 納品先 | 納品希望日 |
|-----|----|----|--------|----|------|--------|-----|-------|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | |
| 合計 | | | - | | | | - | |

7 個人情報の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した平成30年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）
- 二 公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- 三 業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報
- 四 受注者が業務に関して知り得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目

的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負った者が更に他に請負わせる場合、その請負った者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1港南台214ビル3階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 印

受注者 住 所
氏 名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。
添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

平成 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：平成30年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）

1 取扱責任者及び取扱者

| | 部 署 | 氏 名 | 取扱う範囲等 |
|-------|--------------|-----|-------------|
| | 役 職 | | |
| 取扱責任者 | 〇〇部△△課 課長 | | |
| 取 扱 者 | 〇〇部△△課 係長 | | ***地区に係る～～～ |
| | 〇〇部△△課 主任 | | ***地区に係る～～～ |
| | 〇〇部△△課 | | ***地区に係る～～～ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 管理及び実施体制図
(様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：平成30年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）

記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

| |
|--|
| |
|--|

| 確 認 内 容 | 確 認 結 果 | 備 考 |
|---|---------|-----|
| 1 管理及び実施体制 | | |
| 平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。 | | |
| 2 秘密の保持 | | |
| 個人情報等を第三者に漏らしていない。 | | |
| 3 安全確保の措置 | | |
| 個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。 | | |
| 《個人情報等の保管状況》 | | |
| ① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。 | | |
| ② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。 | | |
| ③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。 | | |
| ④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。 | | |
| 《個人情報等の送付及び持出し手順》 | | |
| ① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。 | | |
| ② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。 | | |
| ③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。 | | |

| 確認内容 | 確認結果 | 備考 |
|---|------|----|
| F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認 | | |
| ⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。 | | |
| ⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。 | | |
| ⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。 | | |
| ⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。 | | |
| 4 収集の制限 | | |
| 個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。 | | |
| 《個人情報等の取得等手順》 | | |
| ① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。 | | |
| ② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。 | | |
| 5 利用及び提供の禁止 | | |
| 個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。 | | |
| 6 複写又は複製の禁止 | | |
| 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。 | | |
| 7 再委託の制限等 | | |
| 個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。 | | |
| 【再委託、再々委託等を行っている場合】 | | |
| 再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。 | | |
| 8 返還等 | | |
| ① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。 | | |
| ② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法 | | |

| 確認内容 | 確認結果 | 備考 |
|--|------|----|
| により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。 | | |
| 9 携帯電話機の使用 | | |
| ① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。 | | |
| ② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。 | | |
| ③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。 | | |
| ④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。 | | |
| 10 事故等の報告 | | |
| 特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。 | | |
| 11 取扱手順書の周知・徹底 | | |
| 個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。 | | |
| 12 その他報告事項 | | |
| （任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。） | | |

※ 確認結果欄等への記載方法

| 確認結果 | 記載事項 |
|-----------|------|
| 適切に行っている | ○ |
| 一部行っていない | △ |
| 行っていない | × |
| 該当するものがない | — |

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

8 提出書類一覧

(様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成30年3月23日付けで公示のありました「平成30年度蛍光管等の購入（横浜南住まいセンター）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 (様式1-2) 会社概要書 (添付資料を含む。)
- 2 競争参加資格認定通知書の写し

(様式 1-2)

会 社 概 要 書

| | | |
|--|-----------------|-------|
| 称号又は名称、代表者名 | | |
| 設 立 年 月 日 | | |
| 本 店 | 所在地 | |
| | 電話番号 (F A X) | |
| 最 寄 り の 支 店 営 業 所 | 所在地 | |
| | 電話番号 (F A X) | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 (F A X) | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 (F A X) | |
| 都市機構東日本地区 (平 29・30 年度) (役務提供) 競争参加資格物品購入 等 登録番号 | | 登録番号： |

注) 会社案内等を添付してください。